日調連発第２６４号
平成２４年１２月１０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

標記について、福岡会から別添のとおり福岡県古賀市において平成２５年２月１日から実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

福調発第５７５号
平成２４年１２月４日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　竹　内　八十二　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県古賀市において、平成２５年２月１日より別紙のとおり実施される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

２４古 市 国 １ ８ ６ ６号
平成２４年１１月２８日

福岡県弁護士会長　様
福岡県司法書士会長　様
福岡県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
福岡県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会長　様
日本海事代理士会長　様
福岡県行政書士会長　様

福岡県古賀市長　竹下　司津男

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成25年２月１日より、古賀市において、事前に登録された方の戸籍謄抄本や住民票の写し等を本人の代理人等の第三者に交付した際にその交付の事実をお知らせする「事前登録型本人通知制度」および、第三者により不正な手段で住民票の写し等が取得された際、事前の登録に関わらずその事実をお知らせする「不正取得における本人通知制度」を導入する予定であることをお知らせするものです。

なお、本人通知制度の概要は別紙の通りですが、本制度は法令等に基づくものではなく、古賀市が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記担当までお問合せください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載や、統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正的確な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、古賀市におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員にご周知をお願いいたします。

福岡県古賀市市民国保課市民係
担当　清水・田川
電話　０９２－９４２－１１２３（直通）

（別紙）

住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度について

福岡県古賀市では、平成25年2月1日（金）より、住民票の写し等（以下、住民票等）の第三者交付による登録型本人通知制度および不正取得の際の本人通知制度を開始します。

登録型本人通知制度とは、事前に登録をしていた人の証明書を第三者に交付した際、それが正当なものであってもその事実を本人に通知する制度です。この制度は市町村独自の取り組みではありますが、現在全国的に導入する市町村は増加しています。

１．制度の目的

本人通知制度により、登録をしていれば住民票や戸籍の証明書が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、万一不当な取得である疑いがあれば、交付申請書の開示請求等により早期に事実関係を究明するきっかけになります。また、不正請求が確認された際は登録の有無にかかわらず本人に通知しますので、この制度が周知されることで委任状偽造や身元調査等の未然防止につながることが期待できます。このように、個人の権利や人権の保護を図ることが目的です。

２．開始時期

平成25年2月1日（金）から

（事前登録は平成25年1月4日から開始）

３．本人通知でお知らせする内容

・証明書を交付した年月日

・交付した証明書の種類および数量

希望する方は古賀市個人情報保護条例に基づき、開示請求を行うことで更に詳しい内容をお伝えすることができます。ただし、開示できる内容については限りがあり、一部または全部が開示できない場合があります。

４．本人通知の対象とならない請求

・本人または同じ住民票に記載されている人からの住民票の写しの請求

・本人または同じ戸籍に記載されている人、直系の親族からの戸籍関係証明書の請求

・国や地方公共団体からの請求

・特定事務受任者が裁判・訴訟手続や紛争処理手続についての代理事務に使用するための請求

・その他、市長が特別な事情があると判断する請求

５．登録期間

登録日から3年を経過した日の属する月の最終日まで。

未成年者の法定代理人による登録の場合は未成年でなくなる日まで。
登録満了日の２ヶ月前から再登録の手続きができます。

日調連発第２６５号
平成２４年１２月１０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について（参考送付）

標記について、滋賀会から別添のとおり５市（彦根市、草津市、栗東市、甲賀市、湖南市）において平成２５年１月から実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

滋調発第１３１号
平成２４年１２月４日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　竹　内　八十二　　様

滋賀県土地家屋調査士会
会　長　今井　充之

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について

平素より当会の会務運営につきまして、ご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会から、別紙のとおり平成２５年１月より標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までにお知らせいたします。

滋戸住協第２５号
平成２４年１２月　２日

滋賀弁護士会長　様
滋賀県司法書士会長　様
滋賀県土地家屋調査士会長　様
税理士会滋賀県支部連合会長　様
滋賀県社会保険労務士会長　様
滋賀県行政書士会長　様
日本弁理士会近畿支部滋賀地区会　様

滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会長　　西澤　久雄

滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会長之印

本人通知制度の導入について（お知らせ）

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、戸籍住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、代理人や第三者による住民票の写し等の不正請求、不正取得が後を絶たない昨今、その防止・抑止の視点に立って、標記の件について滋賀県の助言も得て当協議会で研究会を立ち上げ、検討をしてきたところです。

ご承知のとおり本人通知制度は、事前に登録している方に対して、その方の代理人や第三者への証明書の交付があった場合に交付の事実を通知する制度です。

すでに全国１９０以上の自治体が実施しておりますが、この度、当協議会の会員の中で５市（彦根・草津・栗東・甲賀・湖南）が、来年１月から事前登録型の本人通知制度を実施することとなりましたので、お知らせいたします。（守山・野洲市は新年度に予定）

なお、本制度は各自治体において要綱等を定め実施することから、要綱等の整備状況や制度の詳細につきましては実施市へお問い合わせください。

貴団体におかれましては、これまでから統一様式による職務上請求書の使用目的欄への具体的な記載や適切な保管・管理について、厳正・的確に制度運用していただいているところです。引き続きの御協力をお願いいたしますとともに、再度、貴団体所属会員の皆様へのご周知を重ねてお願いいたします。

【実施市の連絡先】

彦根市	彦根市元町４番２号	市民課	TEL0749－22－1411（代）
草津市	草津市草津三丁目１３番３０号	市民課	TEL077－563－1234（代）
栗東市	栗東市安養寺一丁目１３番３３号	総合窓口課	TEL077－553－1234（代）
甲賀市	甲賀市水口町水口６０５３番地	市民課	TEL0748－65－0650（代）
湖南市	湖南市中央一丁目１番地	市民課	TEL0748－72－1290（代）
守山市	守山市吉身二丁目５番２２号	市民課	TEL077－583－2525（代）
野洲市	野洲市小篠原２１００番地１	市民課	TEL077－587－1121（代）